

○阪神水道企業団情報公開条例施行規則

制定 平成16年3月19日 規則第1号
改正 平成28年3月23日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、阪神水道企業団情報公開条例（平成16年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開示請求書、実施機関が行う決定等の通知書）

第2条 条例第7条第1項に規定する開示請求書は、様式第1号による公文書開示請求書とする。

2 次の各号に規定する場合における通知は、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を開示する決定をする場合 様式第2号による公文書開示決定通知書
- (2) 条例第9条の規定により公文書の一部を開示する決定をする場合 様式第3号による公文書部分開示決定通知書
- (3) 公文書の全部を開示しない決定（次号及び第5号の決定を除く。）をする場合 様式第4号による公文書非開示決定通知書
- (4) 条例第10条の規定により開示請求を拒否する決定をする場合 様式第5号による開示請求の拒否による非開示決定通知書
- (5) 開示請求に係る公文書を保有していないことにより開示請求を拒否する決定をする場合 様式第6号による公文書を保有していないことによる非開示決定通知書
- (6) 開示決定等の期間を延長する決定をする場合 様式第7号による公文書開示決定等期間延長通知書
- (7) 開示決定等の期間を再延長する決定をする場合 様式第8号による公文書開示決定等期間再延長通知書
- (8) 第三者に意見書提出の機会を付与する場合 様式第9号による意見照会書
- (9) 第三者から開示に反対の意見書が提出された場合において開示の決定をする場合 様式第11号による公文書の開示に係る通知書
- (10) 情報公開審査会に諮問した旨を通知する場合 様式第12号による情報公開審査会諮問通知書
- (11) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下又は棄却する旨を通知する場合 様式第13号による開示決定に対する審査請求を却下（棄却）する旨の通知書

- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決又は決定をする旨を通知する場合 様式第14号による開示決定等に対する審査請求を認容する旨の通知書

一部改正〔平成28年規則第2号〕

- 3 意見書提出の機会を付与された第三者が意見を提出する場合の書面は、様式第10号による公文書の開示に係る意見書とする。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第3条 条例第14条第2項に規定する別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの
- ア 当該録音テープ又は録音ディスクを再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（記録時間が120分であるものに限る。）に複写したものの交付
 - ウ 当該録音テープ又は録音ディスクをコンパクトディスク（直径が120ミリメートルであるものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの
- ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを再生したものの視聴
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（VHSの方式による記録時間が120分であるものに限る。）に複写したものの交付
 - ウ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをコンパクトディスクに複写したものの交付
 - エ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをDVD（直径が120ミリメートルであるものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
- (3) 前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により行うことができるもの
- ア 当該電磁的記録を用紙（A3判までの大きさのものに限る。以下同じ。）に出力したものの閲覧
 - イ 当該電磁的記録をディスプレイ（実施機関が現に使用しているものに限る。）により出力したものの閲覧又は視聴
 - ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付
 - エ 当該電磁的記録をコンパクトディスクに複写したものの交付

オ 当該電磁的記録をDVDに複写したものの交付

一部改正〔平成28年規則第2号〕

(電磁的記録の視聴、聴取、媒体複写による写しの交付を行わない場合)

第4条 次の各号に掲げる電磁的記録について、当該各号に定める場合のいずれかに該当する場合は、視聴、聴取又は媒体に複写する写しの交付は行わない。

(1) 録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ、ビデオディスク

ア 非開示部分があり、開示部分と非開示部分とを分離するためには、過分の費用又は時間等を要する場合

イ 著作権等との関係のため、視聴、聴取又は複写物の作成をすることができない場合

ウ ア又はイのほか、実施機関の事務又は事業の適正かつ円滑な遂行に支障を生じるおそれがある場合

(2) 前号以外の電磁的記録

ア 非開示部分があり、開示部分と非開示部分とを分離するためには、過分の費用又は時間等を要する場合

イ 実施機関が現に使用する機器又はプログラムを用いて視聴、聴取又は媒体に複写することができるようするための処理を行うことが容易でない場合又は当該処理を行うためには、過分の費用又は時間等を要する場合

ウ 著作権等との関係のため、視聴又は複写物の作成をすることができない場合
エ 電磁的記録の方式及び機能を保全する上で安全性を確保することが容易でない場合

オ アからエまでのほか、実施機関の事務又は事業の適正かつ円滑な遂行に支障を生じるおそれがある場合

(公文書の閲覧等)

第5条 条例第14条第1項の規定による公文書の開示は、実施機関が指定する日時、及び場所において行うものとする。

2 前項の場合において、公文書を閲覧するものは、当該公文書を丁寧に取り扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 実施機関は、前項の規定に違反するものに対し、公文書の閲覧を中止させることができる。

(公文書の開示に係る費用)

第6条 条例第15条第1項に規定する通知に要する費用及び同条第2項に規定する当該公文書の写しの作成その他の交付に要する費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 決定通知書及び写しの送付 普通郵便による郵便料金の額

- (2) 用紙に複写又は出力したものの交付 白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては20円（両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として額を算定する。）
- (3) 録音カセットテープに複写したものの交付 1巻につき100円
- (4) ビデオカセットテープに複写したものの交付 1巻につき100円
- (5) コンパクトディスクに複写したものの交付 1枚につき100円
- (6) DVDに複写したものの交付 1枚につき100円
- (7) 第3条第3号に規定する電磁的記録について、前2号に規定する方法のほか、当該電磁的記録の性質に応じ、作成した写し又は複写したものの交付 当該写し又は複写に要する費用相当額
- (8) マイクロフィルム、写真フィルム、スライド等について、当該公文書の性質に応じ、作成した写し又は複写したものの交付 当該写し又は複写に要する費用相当額

一部改正〔平成28年規則第2号〕

（意見書又は資料の交付に係る費用）

第7条 条例第23条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人が負担する意見書又は資料の写し又は書面の作成その他交付に要する費用については、前条第2号から第8号までの規定を準用する。

本条追加〔平成28年規則第2号〕

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第2号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

空
白

様式第 1 号

一部改正〔平成28年規則第 2 号〕

公 文 書 開 示 請 求 書		
年 月 日		
阪神水道企業団企業長 様		
請求者 氏 名 法人その他の団体にあつては 名称及び代表者の氏名		
住 所 法人その他の団体にあつては 主たる事務所の所在地		
電話番号 () -		
阪神水道企業団情報公開条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求いたします。		
開示を請求する 公文書の内容		
開 示 の 方 式	1. 閲覧 2. 写しの交付 3. 写しの郵送	
所管課	公文書の件名	処理状況 1. 開示 2. 部分開示 3. 非開示

(注) 1 請求者氏名欄に、記名の上、押印して下さい。

2 太線内のみ各欄に必要事項を記入し、該当する番号を○で囲んで下さい。

※ (神追六五)

様式第 3 号

一部改正〔平成28年規則第 2 号〕

公 文 書 部 分 開 示 決 定 通 知 書	
阪水発第 _____ 号 年 月 日	
様	
阪神水道企業団 企業長	
年 月 日に受理した公文書の開示の請求に対して阪神水道企業団情報公開条例第11条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので通知いたします。	
公文書の件名	
開示を請求する公文書の内容	
公文書の開示の日時	年 月 日 () 午前 時 分 午後 時 分
公文書の開示の場所	阪神水道企業団 _____ 部 _____ 課 〒658-0073 神戸市東灘区西岡本 3 丁目20番 1 号
公文書の一部を開示することができない理由	阪神水道企業団情報公開条例第 8 条第 _____ 号該当
上記理由のやむ時期（明示することができることのみ記入）	_____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____) 開示を希望する場合は、この日以後に改めて公文書の開示を請求して下さい。
所 管 課	_____ 部 _____ 課 _____ 係 (電話番号 _____ - _____)

(注) 1 当日ご都合が悪い場合には、あらかじめ所管課に電話で連絡して下さい。
 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示して下さい。
 <教示> この決定に不服のある場合は、行政不服審査法第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、企業長に対して、審査請求をすることができます。

※ (神追六五)

様式第4号

一部改正〔平成28年規則第2号〕

<p>公文書非開示決定通知書</p> <p style="text-align: right;">阪水発第 号</p> <p style="text-align: right;"> 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">阪神水道企業団 企業長</p> <p>年 月 日に受理した公文書の開示の請求に対して阪神水道企業団情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知いたします。</p>	
公文書の件名	
開示を請求する公文書の内容	
開示することができない理由	阪神水道企業団情報公開条例第8条第 号該当
上記理由のやむ時期（明示することができるときのみ記入）	（ 年 月 日 ） 開示を希望する場合は、この日以後に改めて公文書の開示を請求して下さい。
所 管 課	部 課 係 （電話番号 - - ）

＜教示＞ この決定に不服のある場合は、行政不服審査法第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、企業長に対して、審査請求をすることができます。

様式第6号

一部改正〔平成28年規則第2号〕

<p>公文書を保有していないことによる非開示決定通知書</p>	
<p>阪水発第 号</p> <p>年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>阪神水道企業団 企業長</p>	
<p>年 月 日に受理した公文書の開示の請求に対して、開示請求に係る公文書を保有していないため、次のとおり開示しないことと決定したので、阪神水道企業団情報公開条例第11条第2項の規定により通知いたします。</p>	
<p>開示を請求する 公文書の内容</p>	
<p>開示をしない理由 (公文書を保有していない理由)</p>	
<p>所 管 課</p>	<p>部 課 係</p> <p>(電話番号 - -)</p>

＜教示＞ この決定に不服のある場合は、行政不服審査法第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、企業長に対して、審査請求をすることができます。

様式第8号

<p>公文書開示決定等期間再延長通知書</p>	
<p>阪水発第 号 年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>阪神水道企業団 企業長</p>	
<p>年 月 日に受理した公文書の開示の請求に対して、阪神水道企業団情報公開条例第12条第3項の規定により、次のとおり同条第2項の規定により延長した期間を再延長したので通知いたします。</p>	
<p>開示を請求する 公文書の内容</p>	
<p>条例第12条第2 項の規定により 延長した期間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>上記の期間内に 開示決定等をす る部分</p>	
<p>再延長後の期間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>再延長の理由</p>	
<p>所 管 課</p>	<p>部 課 係 (電話番号 - -)</p>

様式第10号

<p>公文書の開示に係る意見書</p> <p>年 月 日</p> <p>阪神水道企業団企業長 様</p> <p>氏 名 法人その他の団体にあつては 名称及び代表者の氏名</p> <p>住 所 法人その他の団体にあつては 主たる事務所の所在地</p> <p>電話番号 () -</p> <p>年 月 日付け阪水発第 号で照会のあつた件について、次のと おり意見書を提出します。</p>	
<p>公文書を開示する ことについての意見</p>	<p>(該当する番号を○で囲んでください。2を○で囲んだ場合には、開示に反対する理由を記載してください。)</p> <p>1 開示されても差し支えない。</p> <p>2 開示に反対する。</p> <p>どの部分を開示すると、どのような支障が生じるのか、具体的に記載してください。</p>

様式第12号

情 報 公 開 審 査 会 諮 問 通 知 書 様 阪神水道企業団 企業長 阪神水道企業団情報公開条例第16条の規定による諮問をしたので、同条例第17条の規定により次のとおり通知します。	
不服申立てに係る処分	年 月 日付け阪水発第 号
開示を請求する公文書の内容	
開示請求に係る公文書の名称	
諮問をした年月日	年 月 日
所 管 課	部 課 係 (電話番号 - -)

